

令和元年度 第1回磐田市いじめ問題対策連絡協議会

1	日 時	令和元年5月16日(木)	午後2時から午後3時45分
2	場 所	磐田市役所西庁舎	特別会議室
3	出席者	伊藤 道明	磐田市立豊田東小学校長(学校代表)
		飯田 喜紳	西部児童相談所 相談判定課長
		鈴木 雅也	静岡地方法務局 浜松支局総務課長
		山内 兼光	磐田警察署 生活安全課長
		林 洋光	磐田市PTA連絡協議会代表(保護者代表)
		上堀 勝子	磐田市人権擁護委員連絡協議会
		澤瀬 崇	静岡教育事務所 地域支援課教育主査
		伊藤 修一	こども・若者相談センター長
		加藤 計吾	児童青少年政策室長
		小澤 一則	学校教育課長
4	出席職員	教育長	教育支援グループ長 担当指導主事
5	傍聴人	0人	

教育長挨拶

○村松教育長

平成27年に「磐田市いじめ防止等対策推進条例」を制定し、市の基本方針や関係組織を立ち上げました。同時にこの会も設立され、今年で5年目の組織となります。いじめについては、各分野で様々な論議がされていますが、その中で、いじめ問題に関係する各機関が、いかに横の連携を深めていくかということがポイントになってきています。

先日、ある若者と話をする機会があり、その若者は、「あることについて議論が白熱したときに、私は、双方の言い分を五分五分にして、その場を収めました。」と話していました。同様の経験があると話す若者は、他にも数名いました。このような方法は、一見適切に思えるかもしれませんが、実は危険性があります。五分五分にしたということは、右と左が絶対に相いれないということになります。五分五分では話合いが済んだということにはなりません。話合いとは本来、その結果を受けて、次の段階を導き出すものであります。

いじめについても、同じような点で気を付ける必要があります。ある件がいじめであるのか、ないのかということに対する誰かしらの見解が情報として広まると、それによって私たちがコントロールされてしまう可能性があります。しかし、案件の向こう側には子どもがいます。いじめか否かの「はい」「いいえ」という答えが、その子どもにどんな影響を与えるのか、たとえ教育委員会等の立場がマイナスになろうとも、子どもの置かれた状況を中心に、子どもファーストで考えていかなければなりません。

様々な立場の皆様が集まるいじめ問題対策連絡協議会のもつ重要な意味は、いじめ問題に対して何を大切に取り組んでいくべきかという点について協議し、連絡調整を行うことだと改めて感じています。本日は、いろいろなご意見をお聞かせください。

協 議

- これまでの経過と磐田市いじめ防止のための基本的な方針について
 - いじめの現状について
- 以上2点は、事務局から説明

意見交換

○児童相談所

いじめの問題については、子どもたちが抱えているストレスが、深い根の部分に存在するのではないかと思います。児童相談所では、虐待を受けている子どもの学校での表れを確認しています。中には、いじめられたり、いじめたりする子がいます。虐待によるストレスを抱えたまま学校生活を送れば、何らかの問題行動につながるリスクは高まり、いじめる・いじめられるの、どちらかに表れてしまうのではないのでしょうか。

また、周りの大人の目が十分に届いていないことで、いじめ問題が起こっているのだと思いますし、それ自体が子どもたちには相当なストレスになっていると思われる。思春期の子どもたちにとって、中学校への進学、新たな環境、高校受験など、ストレスが高まる時期は、どの子にも均等に訪れますが、その中でストレスがあふれてしまって、誰かをいじめなければ気が済まないとか、いじめられる側に回ってしまうといった状況から、子どもたちが守られなければならないと考えます。

○法務局

法務局の役割の一つに、人権擁護に関する国の出先機関というものがあり、幅広く相談を受けたり、問題解決のために直接出向いて話を聞いたりしています。人権擁護委員のみなさんとは、国の人権擁護機関としてタッグを組んで業務を行っています。夏休みの少し前には、「子どもの人権SOSミニレター」という便箋と封筒を小中学校すべての子どもたちに配布しています。何かあったときにはこれに書いて送ってもらえば法務局に届き、法務局職員と人権擁護委員が必ず返事を書いて対応しています。昨年度は13件の相談がありました。返事には「先生にも相談してごらん」とか「私から先生に伝えようか」といったことも書いています。また、事案によっては、学校に「見守りをお願いします」と連絡しています。

○磐田警察署

いじめについては、本人の申し出や保護者の訴えから把握することが一番多く、次にアンケートという報告がありましたが、そのような声があった時点で、学校の教員にはいじめの認識があったのか、いじめの行為をそれまでに見ていたのかという点については、どうでしょうか。

○事務局

その時点で既に把握していたものもあると思いますが、訴えを聞いたりアンケートを読んだりする中で、明らかになったというものが多いと思います。

○磐田警察署

いじめについては、日頃、長い時間子どもたちと接している学校の先生でも、多くは見つけられないという難しさがあると思います。警察も同じで、申し出があつて初めて把握することがほとんどです。親や先生に相談するのと違い、警察に相談するのは、かなりハードルが高いと思われませんが、こちらに届く事案については、しっかりと対応していきたいと思っています。昨年度は、小中学生からは「悪口を言われた」「無視をされた」などの相談がありましたが、事件性はありませんでした。高校生からは「暴力を振るわれた」「ラインで嫌なメッセージを送られた」などの相談がありましたが、こちらも事件として取り扱っているものはありません。県下でも、事件として取り扱われているいじめ問題は例年数件であり、思ったほど多くありません。

警察というと、事件を扱う機関とか、問題がなければ相談はできないと思われがちですが、スクールサポーターという職員がいて、小中学校を定期的に訪問しています。困っていることがあれば、相談という段階で構わないので、いじめや問題行動等につながる兆候が見られたときなど、お話ししていただければと思います。また、サポートセンターという部署があり、こちらでも相談を受け、継続的な補導という形で対応ができます。

このように、警察には事件でなくても相談ができますので、いじめの被害者となったときでも、行為者となったときでも、相談という形で声を掛けていただければと思います。万が一事件となった場合にも、子どものことを最優先、第一と考え、被害者となった子どもを守るため、行為者となった子どもを良い道へと導くためにみなさんと協力しながら対応していきたいと考えています。

○保護者代表

この協議会が設立されてから今までに、重大ないじめというものはありましたか。他の県では、教育委員会を訴えるといったこともニュースなどで聞いていますが。

○事務局

これまでに、重大事態として、調査委員会を立ち上げるということはありませんでした。いじめがあつたときには、学校が組織として対応しながら、教育委員会にも報告が上がってきますので、関係者に聞き取り調査をしたり、学校と一緒に考え、対応したりして解決したというケースはあります。ニュース等で「第三者委員会」という言葉が聞かれるのは、学校や教育委員会の対応が十分ではないと思われて、次の段階へ進んだケースです。磐田市では、そのような段階まで進んだケースはありません。

○保護者代表

私の子どもが通う学校には外国人の子も多く、子ども同士でも、コミュニケーションの面で難しいときがあるのではないかと思います。

○事務局

外国人児童生徒とのかかわりの中で発生したいじめや問題行動等も、実際には報告されています。

○保護者代表

子どもたちの話を聞いていると、いじめにつながりかねない言葉を発しているときもありますから、保護者一人一人が我が子のことをしっかりと見ていかなければならないと感じます。協議会でのみなさんの意見を参考にしていきたいと思えます。

○人権擁護委員

法務局と連携して行っている「子どもの人権SOSミニレター」ですが、開始当初は各学校の1割程度の子どもたちに渡してほしいということで配布していました。ここ10年程は、全児童生徒に配布しています。現在、磐田市の人権擁護委員は19名いて、昨年度は、そのうち15名がSOSミニレターの対応をしました。小学校では3、4、5年生、中学校では1、3年生から送られてくることが多いです。手紙を書いている子どもたちは、自分が嫌な思いをしているので「いじめ」という表現を使っていますが、文面からは、子ども同士のコミュニケーション不足も感じられます。

例えば、友達に「一緒に帰ろう」と声を掛けたときに「今日は帰れない」と断られると、自分は嫌われていると感じてしまう子もいます。ですが、そこで一步踏み込んで「今日は何か用事があるの?」とか「また今度一緒に帰ろうね」といった会話が上手にできれば、嫌な思いをすることも軽減されると思うので、子どもたちのコミュニケーション能力を高め、上手に会話を進められるようになることを大切にしていって必要があると思えます。

また、私たちは小中学校やこども園、幼稚園などで人権教室を行っています。ビデオを使い、いじめに発展してしまうような具体的な場面を見せて、どうすればよかったのか子どもたちと一緒に考えています。そこでも、友達と会話をする事の大切さを伝えています。

○静西教育事務所

文部科学省や静岡県教育委員会などからのいじめに関する通達等を、関係するみなさんに分かりやすく周知・連絡することや、各市町から上がってくる問題行動やいじめの報告をまとめ、県全体の数値と比較したり、各市町を比較したりして静西管内の状況を把握することが、私たちの役割の一つであります。

いじめについては、どこからがいじめなのか細かく示されるようになりました。以前なら「けんかではないか」と判断されたような場合でも、被害を受けた子が苦痛に感じていれば、それはいじめとして認知することになります。ですので、大人の感覚、世間の感覚、学校の先生の感覚だけで判断するのではなく、その子がどう感じたのかをきちんと把握しなければなりません。最近では一方的ないじめだけでなく、グループ同士による双方向的ないじめや、悪気はなかったけれども相手は嫌な思いをした、つまり、意図していなくても結果的にいじめになってしまったという事例などもあり、様々ないじめの態様が見られます。

いじめの認知件数が多いことは、学校が積極的に対応し、何らかの指導が入っているという表れですので、悪いことではないと思います。逆に認知件数が少ない場合は、見逃されているものがあるのではないかとということで、注意する必要があると考えます。学校の先生においては、担任など関わっている先生一人で対応すると、判断に迷ったり間違った対応をしたりすることにもつながりますので、学校内の組織体制をきちんと作り、複数で対応することをお願いします。

○こども・若者相談センター

こども・若者相談センターは、4月に新しくできた部署になります。市民の皆様には、子どもの年齢に関係なく、「親として子育てに困ったり迷ったりしているときに、何でも相談することができます」と周知しています。具体的には、市の福祉部門として児童虐待への対応、DVやストーカー、離婚問題等に関する女性相談、高校生の不登校や中退、働き始めたけれども続かないといったことに関する若者相談の三つを一体的に行うセンターとして業務を行っています。それらのうち、児童虐待に関する業務が今のところ最も多く、家庭での保護者の対応に課題がある場合には継続的にケアを行っています。

また、児童相談所、警察、学校関係等の方々を集め、要保護児童対策協議会を開き、虐待が疑われる子、既に虐待を受けている子のケアや経過観察等について協議しています。毎月の協議会で各機関から対象となる子の報告がありますが、それ以外にも心配される子はいて、その数は協議会に名前が上がってくる人数の3倍から4倍にも上るのではないかと考えています。報告されるケースのうち、育児放棄、養育環境が良くないといったネグレクトが65%ほど、身体的な虐待が20%ほど、罵声や無視、家族同士のけんかを毎日のように見せられるなどの心理的な虐待が10%ほどとなっています。保護者・子どものそれぞれと面談を行っていますが、家庭で保護者と良好なコミュニケーションがとれていない子は、学校生活にも何らかの影響が出ていると感じます。また、育児に関して、保護者が育てにくさを感じ、我慢ができなくなっているという家庭もあるように思います。私が今まで話を聞いた子どもたちの中にも、その場の雰囲気や空気を読めない発言や振る舞いをする子、大人のようなしっかりした会話ができるのに、急に手の平を返したように赤ちゃんのような反応を見せる子など、様々な子がいます。そのような子どもたちを育てるには、保護者や先生だけでなく、いろいろな方々の力が必要だと感じます。

○児童青少年政策室

児童青少年政策室では、青少年の健全育成に関する業務を行ったり、PTA連絡協議会の事務局を担当したりしています。その中で大きな割合を占めるのが、放課後児童クラブの運営です。市内22小学校のすべてに児童クラブが設置されていて、全部で49か所の児童クラブが開設されています。4月当初で1600人、終日保育となる夏休みには2000人を超える小学校1年から6年までの児童を預かっています。

児童クラブ内でのいじめについて、保護者から相談されることがあります。ほとんどの学校には複数の児童クラブがあるのですが、「いじめを受けているので、児童クラ

ブのクラスを変えてほしい」という相談を、年に数回は受けます。しかし、学校のクラス編成と同じように、児童クラブのクラス編成も男女比や学年のバランス、兄弟姉妹関係などを考慮して決めていますので、一度決まったクラスを途中で変えるということはありません。保護者からの相談内容を現場の支援員に伝えて日頃の様子を確認し、今後の対応について保護者に説明しています。特定の子がいじめられている、ちょっかいを出されているということはありませんが、大人の言葉では「ちょっかいを出す」という一言でも、子どもには、冷やかし、からかい、悪口、ふざけてたたかれるなどといったことになり、子どもによっては重く受け止めて、つらい思いをしています。そういう場合は、帰りに保護者が迎えにきたときに支援員がクラブでの様子や対応等について丁寧に伝えています。相談内容が重たいケースは、保護者が学校にも相談していることが多いので、保護者の了承を得たうえで学校とも連携して対応しています。児童クラブは、子どもたちにとって学校でもない、家庭でもない居場所ですが、学校や家庭でのストレスを児童クラブで発散するという子も見られますので、大人の尺度で判断しないで、子ども一人一人の様子をよく見て対応することが、いじめ問題への対策につながっていくと思います。

○学校教育課

事務局から、小学生の問題行動がとて増えているという説明がありましたが、全国的にも同様な傾向が見られるということも県から報告されています。行動としては、昔で言う反社会的行動とか反抗というものではなく、自分の中でイライラが抑えられなくて友達に手が出てしまったり、どうしていいかわからないという状態を抑えようとすることが先生への暴力となって表れたりすることが多くなっています。

磐田市は、コミュニティスクールの取組を進めていて、地域の学校運営協議会のメンバーが、それぞれの目で学校を見つめ、多方面から学校とかかわり、支えてくださっています。また、各中学校区を学府と呼んで小中一貫教育を進めています。例えば、よつば学府（城山中学校区）では、先ほど人権擁護委員の方が指摘されていたコミュニケーションのスキルを高めるような取組を、定期的に学府全体で行っています。

教育長は様々な場で「この上もない緊張感をもって子ども理解に努めることで、子どもの根っこの部分を探してほしい」ということを学校長をはじめ、教職員に話しています。それを受け、各学校では子どもたちに寄り添った指導が行われています。

また、最近ネットに関する問題が、度々起こっています。本市でも業者に委託して、ネットパトロールというものを導入しています。ネット上に問題となる書き込みや投稿等が見られた場合には委託業者から報告が入るので、教育委員会から学校にも伝えることで、子どもたちに抑止を掛けることにつなげています。

○学校代表

いじめの認知件数ですが、昔はいじめとして教育委員会に報告しなかったような事案も、現在のいじめの定義に照らして判断し、報告することが確かに増えました。また、複数体制で対応することは非常に大切であると常々感じています。本校でも、実際に何かが起これば、まず担任から学年主任に相談があり、学年主任から生徒指導担

当へと報告が上がり、そこに教務主任や教頭も入って、いじめであるか判断したり、対応を協議したりしています。ただ、警察の方の話にもありましたが、子どもたちは教員の前ではいじめの行為を行わないことが多いため、いじめを直接見つけるは難しく、子どもや保護者からの訴えで分かるというのが現実です。

本日のみなさんのお話を聞き、学校に直接いじめの相談がなくても、警察や法務局など、他の機関に相談が入ることもあるということでしたので、学校と関係諸機関との連携を密にしていきたいと改めて感じました。

○教育長

本日はありがとうございます。他県では児童相談所の対応が問題になった件もありましたが、磐田市の場合は、西部児童相談所の方々がたいへんよく子どもたちのことを見てくださっています。新設されたこども・若者相談センターの職員のみなさんは、今まで私たちの手がなかなか届かなかった部分をカバーするために、動いてくださっています。磐田警察署の生活安全課の方々には、本年度既に何度も相談に行かせていただいています。

いじめは確かにあります。人間であるから故、いじめもある、いじめがないということはあり得ないということ正面から受け止め、子どもたちに寄り添っていじめ問題に対応していきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。